

尾花沢市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 本市スポーツの普及振興と、その向上発展に功労のあったものおよび競技成績が優秀であるものを表彰する。

(表彰の基準)

第2条 表彰は市内に居住する者(市外出身者で市内の高等学校に在学しているものは除く。但し、団体を表彰する場合はこの限りではない。)、または市外、及び県外の高等学校、大学に在学する尾花沢市出身者で、別表に掲げる基準で次の各項に該当し、他の模範とするにたりると認められたものを表彰する。

(1) 功労賞

(イ) 体育スポーツの振興に業績をあげ、その功労が顕著なもの。

(2) 殊勲賞

(イ) 全国大会(別表)において入賞(優勝した者、2位若しくは3位となった者は除く)した者、または東北大会において2位若しくは3位となった者。

(ロ) 東北大会は県予選会のある大会、または全国大会に通じる大会であること。

(3) 敢闘賞

(イ) 県大会において優勝した者。

(ロ) 県大会は全国大会、または東北大会に通じる大会であること。

(4) 感謝状

(イ) 前号の外、スポーツの振興に尽力したもの。

(5) 優秀指導者賞

(イ) 本市にあってスポーツの指導にあたり、優秀な選手並びに団体の強化育成に著しく功績のあった者。但し、本人直接の指導、育成により県大会で優勝、東北大会で3位以内の入賞、または全国大会での入賞を3期以上達成させた者。

(指導実績記録を添付)

(ロ) その他、特に優秀と認められる者。

(被表彰者の決定)

第3条 受賞者の選考及び決定は、推薦された候補者について、三役会で決定する。

2 尾花沢市スポーツ優秀賞と重複表彰はしない。

3 殊勲賞、敢闘賞の表彰は、個人競技においては個人。団体競技においては、個人並びに団体を表彰する。

但し、団体競技で市外チームに所属した場合は、個人を表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法については、三役会で決定する。

附 則

- 1 尾花沢町体育協会表彰規定（昭和31年4月20日）は廃止する。
- 2 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 3 平成6年4月30日 一部改正
- 4 平成7年6月7日 一部改正（平成7年4月1日より適用する。）
- 5 平成9年5月21日 一部改正
- 6 平成11年2月4日 一部改正（平成11年1月1日より適用する。）
- 7 平成30年5月19日 一部改正（平成30年4月1日より適用する。）

別表

全国大会とは

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 全日本大学選手権大会
- (4) 全国高等学校総合体育大会
- (5) 全国高等学校定時制、通信制総合体育大会
- (6) 全国高等専門学校体育大会
- (7) 全国身体障害者スポーツ大会
- (8) 前号と同等の大会

○同等の大会については

- (イ) 身分、職種により参加対象者が限定されている全国大会も含む。
- (ロ) 東北予選会、または県予選会のある大会